

## 二級河川 左会津川水系河川整備基本方針

平成13年10月

和歌山県

## 二級河川左会津川水系河川整備基本方針（案）

### 目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
2. 河川の整備の基本となる事項	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	5

(参考図) 流域図 S=1/100,000

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の概要

左会津川は、和歌山県田辺市に位置する、流域面積 84.7km<sup>2</sup>、幹川流路延長 20.2kmの二級河川である。

左会津川流域は、東側の左会津川流域、西側の右会津川流域と大きく二つに分かれている。左会津川は中辺路町との境界にある楨山に、また右会津川は南部川村、龍神村との境界にある虎ヶ峰に各々源を発し、山間部を蛇行しながら八幡地区で合流した後は左会津川として、田辺市の市街地を貫流し田辺湾に注いでいる。流域の地質は西日本外帯の四万十累帯で、砂岩と泥岩の互層が主である。気候は黒潮の影響を受け、温暖多雨の太平洋型気候であり、年降水量は約1700mmである。

左会津川を含む田辺市は和歌山県のほぼ中央部に位置し、北は南部川村、南は上富田町、白浜町、東は中辺路町に接している和歌山県第2の都市である。近年は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による地方拠点都市地域の中心都市に指定され、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資するべき地方の重要な都市に位置づけられ、和歌山県中部地域における社会・経済・文化の基盤をなすとともに、多様な自然環境を有していることから、本水系における治水・利水・環境についての意義はきわめて大きい。

左会津川は、主に上流部は山地、渓谷、中流部から下流部にかけては広い平地、河口部は太平洋沿岸となるなど、変化に富む環境を有していることから多くの種類の動植物が生息生育し、豊かな自然環境を呈している。上流域では支川右会津川の奇絶峡、ひき岩に代表される險しいV字谷にヒツバ、イワヒバ等の岩上特有の植生が見られるほか、集落部では自然堤防の上に竹林が形成され、周辺の田園と相まって良好な山里の環境を作っている。魚類としては連続した瀬・淵に、カワムツ、オオヨシノボリ等が確認されている。中流域では左会津川が平野部の中を緩やかに蛇行しており、両岸は主にツルヨシが群落を形成するなど、水際は豊かな環境が保たれ、パンの営巣などが見られる。また、河道内の平瀬にはオイカワが広範囲で見られる。下流域は市街地に位置しているため生活排水の流入があるが、比較的水もきれいで、魚類としてはオイカワやギンブナ等が確認されている。鳥類としては冬にヒドリガモが越冬に訪れる姿が確認されているほか、カワセミ等も確認されている。水際部はコンクリート護岸により大部分が整備されているが、堆積した細砂上には、ヒメガマなどの湿性植物群落が見られる。また河口部は太平洋に面し汽水域となり、ボラ、ヒイラギ等が生息するなど、より多様な魚種が見られる。

河川利用の面では左会津川中流域において河川敷を利用したスポーツ広場が整備されており、また右会津川中流域ではゲートボール場などが見られ、市民の交流の場、憩いの場として利用されている。

左会津川は環境基準のA類型に指定されている。水質の現況は最下流部において一般的な水質指標であるBOD75%値が2.4mg/l（平成8年度）、2.4mg/l（平成9年度）、2.0mg/l（平

成10年度)となっており、概ね良好な水質を呈している。

左会津川水系の治水事業については、明治22年の大水害の後、河川敷拡張、連続堤防化などの改修を実施し、その後、幾度となく改修が進められてきたが、昭和30年より、高山寺地点における計画高水流量を $1,350\text{m}^3/\text{s}$ として、河口から右会津川合流点までの築堤、掘削等を行っている。

河川水の利用については、農業用水として広く利用されているほか、右会津川においては上流で発電用水として利用されており、奇絶峡が減水区間となっている。また右会津川合流点直下の左会津川においては、田辺市への水道用水として利用されている。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川の現状並びに河川環境の保全、水質の保全を考慮し、重要な生命・財産を洪水から守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、うるおいとやすらぎのある水辺環境を形成する「環境」の均衡を図るものとする。また、和歌山県長期総合計画、田辺市総合計画等との調整を図り、水源から河口までの一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図るものとする。

左会津川は明治22年の大水害、昭和36年の第二室戸台風、昭和37年、49年の集中豪雨と多くの災害に見舞われ、近年においても平成2年に浸水戸数108戸に及ぶ災害に見舞われており、堤防、護岸の整備はいまだ十分でない。こうした状況から、災害の発生の防止又は軽減に関しては、想定氾濫区域内の資産規模等の流域の重要度や過去の災害実績等を考慮し、50年に1回程度の降雨で発生する洪水から田辺市街地や左会津川沿川を防御することを目的とし、治水安全度の向上を図るものとする。明治22年のような超過洪水については、氾濫により多大な被害の発生が予想される地区の早期避難及び越水を防止するための水防活動が円滑に実施されるよう、迅速な洪水情報提供と関係機関と緊密な連絡体制を確保するものとし、さらに、被害を最小限にする対策等を推進するものとする。また、平常時からハザードマップ等の災害関連情報の提供、緊急避難路の確保、洪水予報の強化等について関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

左会津川水系では渇水時に農業用水等の取水が困難になるなど影響が発生しているが、渇水被害は生じていない。しかしながら近年、流域では営農形態の変化が見られることや一部発電取水による減水区間が見られることから、現状の水利用の実体を把握し、その適正化に努めると共に、適切な情報提供、情報伝達体制の整備により、渇水時における関係機関等との連絡の緊密化・調整を図るものとする。また、流域の健全な水循環系を構築するため、緑地の保全・整備、森林保全等について関係機関を始め流域全体で一体となって、水循環系と人間社会の営みが適切にバランスするよう取り組んでいくものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、治水及び利水との整合や河川空間の有限性と社会的

要請との調整を図りつつ、河川全体として調和を図るものとする。中・上流域で多く見られる瀬、淵、ツルヨシ等の水際の植生、岩場、下流域のヒメガマなどの湿性植物群落など多様な環境は動植物の生息、生育の場となっており、このような自然環境の保全を図るものとする。また、生物の多様な生息・生育環境の改善を図るため、魚類等が移動できるよう連続性の確保にも努めていくものとする。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から総合的に必要な措置を講ずるものとし、その際には効率化・省力化を推進するとともに機能改善等による河川管理施設の老朽化対策も計画的に実施していくものとする。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、河川と流域住民の連帯化、河川愛護の定着と啓発、住民参加による河川整備と維持管理を推進するものとする。

## 2. 河川整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

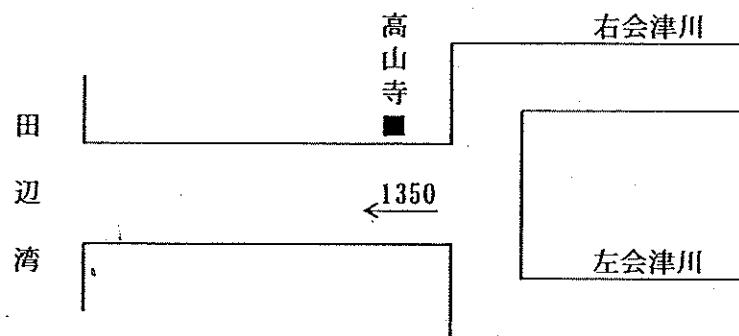
基本高水は50年に一回程度の降雨による洪水について検討した結果、そのピーク流量を河口から 1.60kmの高山寺地点において  $1,350\text{m}^3/\text{s}$  とし、ダム等による調節は行わず、全量を河道に配分するものとする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点名	基本高水の ピーク流量	調節流量	河道への 配分流量
左会津川	高山寺 (河口から1.60km)	$1,350\text{ m}^3/\text{s}$	—	$1,350\text{ m}^3/\text{s}$

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

左会津川における計画高水流量は、基準点である高山寺地点において  $1,350\text{m}^3/\text{s}$  とする。



■ : 基準地点

単位:  $\text{m}^3/\text{s}$

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

左会津川の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
左会津川	高山寺	1.60	6.10	100

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

また、河川工事の実施にあたっては、河道は必要に応じて拡幅するとともに、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、適正な河川環境の整備と保全に配慮するものとする。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

左会津川水系の既得水利は、許可水利として農業用水、水道用水、発電用水及び慣行水利として農業用水がある。渇水時には取水困難な状況が発生しているが、渇水被害は生じていない。流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に判断の上決定し、維持に努めるものとする。

